

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	神奈川県商店街活性化条例				
条 例 番 号	平成19年神奈川県条例第80号	法 規 集	第10編第1章		
所 管 室 課	産業労働局中小企業部商業流通課				
条 例 の 概 要	この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、チェーン店、大型店をはじめ、全ての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的として、事業者及び商店会の定義を明らかにするとともに、県の責務及び事業者の責務について定めるものである。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	商店街は、地域住民に消費生活の場を提供するとともに、地域コミュニティの中核として、重要な役割を果たすものであることから、全ての事業者が、その事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加・協力して商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、商店街の活性化のために必要な取組が着実に進められ、また、事業者による取組の促進が図られており、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に基づいて、県は市町村と連携して商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるなど、商店街の活性化に必要な取組を規定しており、現行の内容で効率的といえる。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」の主要施策「1. 政策分野別の体系」中の「Ⅲ 産業・労働」の施策体系に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、商店街の活性化を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、県や事業者の努力義務などを定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				